

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務

No.	情報照会者(提供先)	法令上の根拠	事務(提供先における用途)	特定個人情報(提供する情報)	情報提供者
1	厚生労働大臣	別表第二の1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	別表第二の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	別表第二の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣	別表第二の4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
5	全国健康保険協会	別表第二の6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
6	都道府県知事	別表第二の8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
7	都道府県知事	別表第二の9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
8	市町村長	別表第二の11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事	別表第二の16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
10	市町村長	別表第二の18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
11	都道府県知事	別表第二の23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
12	都道府県知事	別表第二の26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
13	市町村長	別表第二の27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
14	都道府県知事	別表第二の28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
15	厚生労働大臣又は共済組合等	別表第二の29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	別表第二の31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
17	日本私立学校振興・共済事業団	別表第二の34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
18	厚生労働大臣又は共済組合等	別表第二の35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	別表第二の37	特別支援学校への就学援助に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
19-2	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	別表第二の38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
20	国家公務員共済組合	別表第二の39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
21	国家公務員共済組合連合会	別表第二の40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
22	市町村長又は国民健康保険組合	別表第二の42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
23	厚生労働大臣	別表第二の48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	別表第二の54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
25	都道府県知事等	別表第二の57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
26	地方公務員共済組合	別表第二の58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	別表第二の59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
28	市町村長	別表第二の61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
29	市町村長	別表第二の62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
30	都道府県知事	別表第二の63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長

31	都道府県知事又は市町村長	別表第二の64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
32	都道府県知事等	別表第二の65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	別表第二の66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
34	都道府県知事等	別表第二の67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
35	市町村長	別表第二の70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	別表第二の71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	別表第二の74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
38	後期高齢者医療広域連合	別表第二の80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
39	厚生労働大臣	別表第二の84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
40	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	別表第二の85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
41	都道府県知事等	別表第二の87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
42	厚生労働大臣	別表第二の91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
43	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	別表第二の92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
44	市町村長	別表第二の94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
45	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	別表第二の97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
46	厚生労働大臣	別表第二の101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
47	農林漁業団体職員共済組合	別表第二の102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
48	独立行政法人農業者年金基金	別表第二の103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金若しくは平成十二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
49	独立行政法人日本学生支援機構	別表第二の106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
50	厚生労働大臣	別表第二の107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
51	都道府県知事又は市町村長	別表第二の108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
52	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	別表第二の113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
53	厚生労働大臣	別表第二の114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
54	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	別表第二の115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
55	市町村長	別表第二の116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
56	都道府県知事	別表第二の120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長
57	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	別表第二の121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長